

秋田県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年二月二十六日

秋田県議会議長 鶴田有司

### 秋田県議会議規則第一号

秋田県議会議規則の一部を改正する規則

秋田県議会議規則（昭和三十二年秋田県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「出産」の下に「、育児、家族の看護又は介護、家族の弔事、配偶者の出産補助」を加える。  
第二百二十九条第一項の表に次のように加える。

|            |                              |             |    |
|------------|------------------------------|-------------|----|
| 政務活動費等検討会議 | 政務活動費等に関する事項について協議又は調整を行うこと。 | 議長が指名する議員八人 | 議長 |
|------------|------------------------------|-------------|----|

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二百二十九条第一項の改正規定は、平成三十一年四月三十日から施行する。